

別添94 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）

1. 適用範囲

第2節及び第3節の規定における灯火器及び反射器並びに指示装置の照明部、個数、取付位置等の測定方法は、この別添に定めるところによる。

2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1. 照明部及び反射部の測定方法

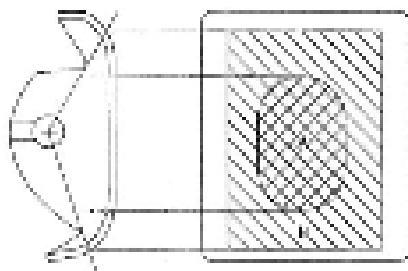
第2節及び第3節に定める灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては空車状態の自動車に運転者1名（55kg）のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあつては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。

2.1.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、低速走行時側方照射灯、後退灯及び側方照射灯及び最高速度表示灯の照明部

レンズ部分として取り扱うものとし、有効反射面の開口部（プロジェクター型のものにあつては内面の集光レンズの開口径）をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分として差し支えない。

2.1.2. 車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び最高速度表示灯の照明部

レンズ部分として取り扱うものとし、直接光が図面上入射するレンズ部分又は中心光度の98%の光度となるレンズ部分（次図参照）が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分とすることができる。



A：中心光度の98%の光度となるレンズ部分

B：直接光が図面上入射するレンズ部分

照明部の大きさとは、別に定めるもののほか、自動車の前方又は後方に向けて照射又は表示する灯火器又は指示装置にあつては車両中心面に直角な鉛直面への投影面積とし、自動車の側方に向けて照射又は表示する灯火又は指示装置にあつては、車両中心面に平行な鉛直面への投影面積とする。この場合において、不透明なモール等により仕切

られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

2. 1. 3. 前部反射器、側方反射器及び後部反射器の反射部

外からの光を反射するために光学的に設計されたレンズ部分とする。

反射部の大きさは、別に定めるもののほか、自動車前方又は後方に向けて反射光を反射する反射器にあっては車両中心面に直角な鉛直面への当該レンズ部分の投影面積とし、自動車の側方に向けて照射又は表示する反射器にあっては車両中心面に平行な鉛直面への当該レンズ部分の投影面積とする。この場合において、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

2. 2. 灯火等の照明部等の最外縁に係る自動車の最外側からの距離の測定方法

第2節及び第3節に定める灯火等の照明部等の最外縁に係る自動車の最外側からの距離についての基準の適用については、側面方向指示器、側方灯等は、自動車の最外側に含まないものとする。

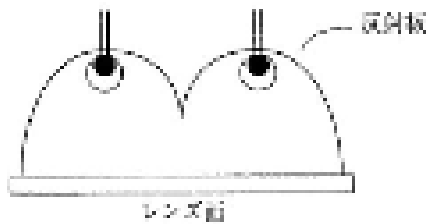
2. 3. 灯火等の個数の測定方法

灯火等の個数の取扱い、次のとおりとする。

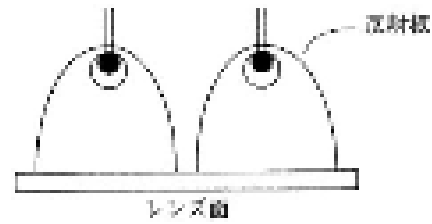
2. 3. 1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、照明部の数とする。ただし、一つの灯火器内に複数の照明部を有するものであって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯にあっては本則第42条第1項及び第2項、すれ違い用前照灯にあっては本則第42条第6項、前部霧灯にあっては本則第43条第1項並びに側方照射灯にあっては本則第44条第1項の基準とする。）を満たすものであり、かつ、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のもの、又は、基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影間の最短距離が75mm以下のものは、照明部の数に関係なく、これを1個とみなすことができる。

低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び最高速度表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは1個とみなす。ただし、一つの灯火器内に灯室を2以上有するものであって、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のもの、基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影間の最短距離が75mm以下のもの、又は基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影間の最短距離が75mmを超えて取り付けられていない、同一の機能を有する2個又は3個の相互依存型灯火等は、灯室の数に関係なく、これを1個とみなすことができる。この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と3ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。（下図参照）

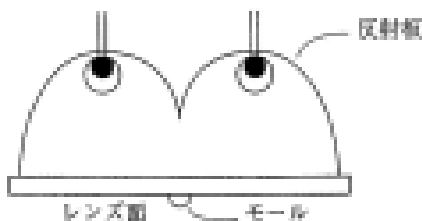
〈例1：1個とみなす。〉



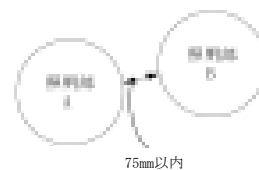
〈例2：2個とみなす。〉



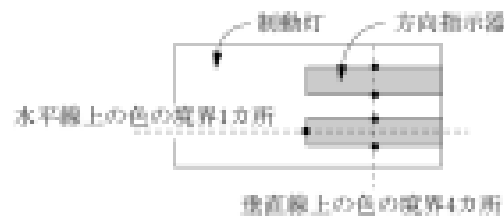
〈例3：モールに関係なく1個とみなす。〉



〈例4：例2において、以下の場合には1個とみなすことができる。〉



〈例5：色の境界線と3カ所以上交差する水平線又は垂直線〉



注：上図は、色の境界線と4カ所交差する垂直線を有する不適合灯火器の例

2. 3. 2. 反射器については、反射部が連続して構成されている部分の数とする。ただし、一つの灯火器内に連続していないもののうち、法第75条の3第1項の規定に基づき型式の指定を受けた装置及び施行規則第62条の3に基づく保安装置の型式認定を受けたもの並びにこれに準ずる性能を有するもの又は反射部を2以上有するものであって車両中心面に直角又は平行な鉛直面への反射部の投影面積が当該反射部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上を占めるもの、又は、基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影間の最短距離が75mm以下のものは、1個とみなすことができる。
2. 3. 3. 帯状の形状又は細長い形状を有する灯火等の発光面であって車両中心面に関して対称な位置に取り付けられているものが、発光面の長さが0.8m以上であって発光面の最外縁が自動車の両側において自動車の最外側から0.4m以内となるよう取り付けられている場合には、当該灯火等は、「2個」の灯火等又は「偶数」の灯火等とみなす。この場合において、発光面の灯光は、当該発光面の両端のできるだけ近傍にある2以上の光源により生じるものでなければならないものとし、自動車の進行方向に垂直な鉛直面への複数の発光面の正射影の面積が、複数の発光面に外接する最小長方形の面積の60%以上となるよう取り付けられている場合にあっては、当該複数の発光面を並置することにより

構成されるものであってもよい。

2.3.4. 2個の独立した灯火器を有する灯火等の個数

同一の機能を有する2個の独立した灯火器（車幅灯、前部上側端灯、尾灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器及び非常点滅表示灯に限る。）が、基準軸の方向における当該灯火等の見かけの表面の投影の面積が当該投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のものは、これを1個とみなすことができる。

2.3.5. 補助制動灯のうち、車両中心面上の前後に2個の独立した灯火器を有し、その照明部が同時に点灯せず、かつ、車両の後方から水平に見通した際に、1個の照明部に限って視認することができる構造のものは、2.3.1. 前段の規定にかかわらず、1個の補助制動灯とみなすことができる（下図参照）。

